主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意及び弁護人斉藤準之助、同上田誠吉、同小沢優一、同服部 正敬、同福地明人の上告趣意は、いずれも事実誤認、単なる法令違反の主張であつ て、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、記録によれば、第一審判決摘示の犯罪事実を認めることができるから、これを維持した原判決には事実の誤認はない。その他記録を調べても同法四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて、同法四一四条、三九六条により裁判官全員一致の意見で、主文のとおり 判決する。

検察官竹村照雄 公判出席

昭和五五年一一月一九日

最高裁判所第二小法廷

_	梧	崎	宮	裁判長裁判官
夫	_	本	栗	裁判官
良	忠	下	木	裁判官
頼	重	本	塚	裁判官
慶	宜	野	鹽	裁判官